

## 都城市の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

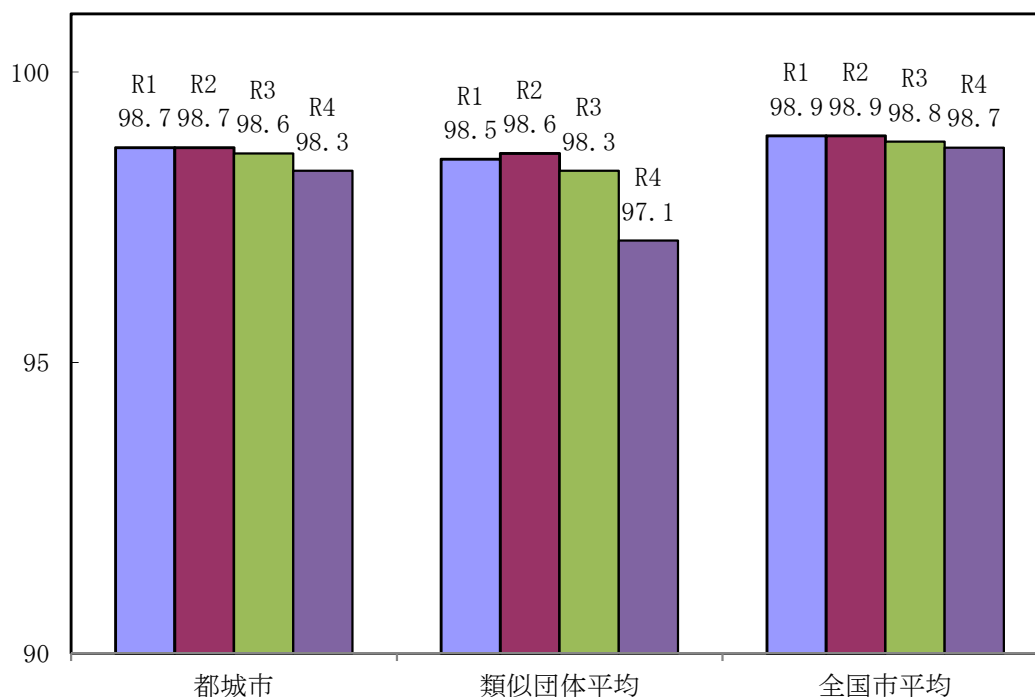
区分	住民基本台帳人口 (令和4年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 2年度の人件費率
3年度	人 162,544	千円 121,907,101	千円 1,494,265	千円 12,870,971	% 10.6	% 10.0

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)一般市平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
3年度	人 1,240	千円 4,852,104	千円 992,135	千円 1,915,825	千円 7,760,064	千円 6,258	千円 6,169

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、令和3年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

1) 給料表の見直し

[ 実施 ]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

- (内容) ・一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均約2%引下げ。  
 ・初任給に係る号給等については据置き、高齢層については、最大4%引下げ。  
 ・激変緩和のため、令和3年1月まで経過措置(現給保障)を実施。

2) 地域手当の見直し

(支給割合) 国基準20%に対し、都城市においても20%を支給。

(実施時期) 平成27年4月1日

(参考)	各年度支給割合									
	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		4.1時点	遡及改定後							
国の支給割合	18/100	18/100	18.5/100	20/100	20/100	20/100	20/100	20/100	20/100	20/100
都城市の支給割合	18/100	18/100	18.5/100	20/100	20/100	20/100	20/100	20/100	20/100	20/100

③その他手当の見直し

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。  
 (平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和4年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
都城市	42.2 歳	322,357 円	396,009 円	347,557 円
宮崎県	42.7 歳	311,800 円	380,167 円	336,472 円
国	42.7 歳	323,711 円	405,049 円	- 円
類似団体	41.6 歳	307,266 円	374,019 円	335,389 円

②技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
都城市	46.6 歳	42 人	344,312 円	373,872 円	367,421 円
うち清掃職員	45.4 歳	19 人	343,584 円	375,968 円	372,832 円
うち用務員	57.5 歳	2 人	380,700 円	406,450 円	404,450 円
うち自動車運転手	46.8 歳	0 人	341,505 円	368,872 円	359,000 円
宮崎県	53.8 歳	165 人	313,167 円	367,801 円	344,216 円
国	51.1 歳	2,114 人	286,570 円	328,416 円	— 円
類似団体	53.1 歳	60 人	284,008 円	312,218 円	300,466 円

区分	民間			参考
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
都城市	—	—	—	—
うち清掃職員	廃棄物処理業	47.0 歳	306,000 円	1.23
うち用務員	他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	49.1 歳	236,600 円	1.72
うち自動車運転手	乗用自動車運転者 (タクシー運転者を除く)	59.2 歳	179,300 円	2.06

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員	民間	C/D
	(C)	(D)	
都城市	—	—	—
うち清掃職員	6,140,506 円	4,266,500 円	1.44
うち用務員	6,713,038 円	3,187,900 円	2.11
うち自動車運転手	6,021,583 円	2,343,700 円	2.57

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。  
(平成31年～令和3年の3カ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

## ③教育職（幼稚園）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
都城市	44.3 歳	326,333 円	411,758 円	346,167 円
宮崎県	42.1 歳	354,106 円	409,261 円	— 円
類似団体	— 歳	— 円	— 円	— 円

## ④税務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
都城市	39.2 歳	298,583 円	378,761 円	316,535 円
宮崎県	42.9 歳	311,339 円	387,314 円	353,175 円
国	42.3 歳	353,566 円	429,738 円	— 円
類似団体	37.7 歳	276,904 円	338,297 円	298,023 円

## ⑤看護・保健職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
都城市	38.6 歳	293,463 円	347,658 円	310,178 円
宮崎県	40.6 歳	309,212 円	423,549 円	349,935 円
国	47.7 歳	319,817 円	358,479 円	— 円
類似団体	39.8 歳	297,403 円	358,006 円	315,237 円

## ⑥福祉職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
都城市	40.9 歳	304,100 円	356,279 円	315,993 円
宮崎県	40.6 歳	315,756 円	410,719 円	350,756 円
国	44.0 歳	338,582 円	388,577 円	— 円
類似団体	40.9 歳	263,747 円	297,315 円	274,091 円

## ⑦消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
都城市	39.1 歳	298,947 円	371,651 円	325,876 円
宮崎県	— 歳	— 円	— 円	— 円
国	— 歳	— 円	— 円	— 円
類似団体	39.3 歳	303,944 円	371,203 円	337,958 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

## (2) 職員の初任給の状況（令和4年4月1日現在）

区分		都城市	宮崎県	国
一般行政職	大学卒	185,200 円	185,200 円	185,200 円
	高校卒	154,600 円	154,600 円	154,600 円
技能労務職	高校卒	154,600 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円
教育職	大学卒	185,200 円	— 円	— 円
	高校卒	154,600 円	— 円	— 円
税務職	大学卒	185,200 円	— 円	— 円
	高校卒	154,600 円	— 円	— 円
看護・保健職	大学卒	185,200 円	— 円	— 円
	高校卒	154,600 円	— 円	— 円
福祉職	大学卒	185,200 円	— 円	— 円
	高校卒	154,600 円	— 円	— 円
消防職	大学卒	185,200 円	— 円	— 円
	高校卒	154,600 円	— 円	— 円

## (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和4年4月1日現在）

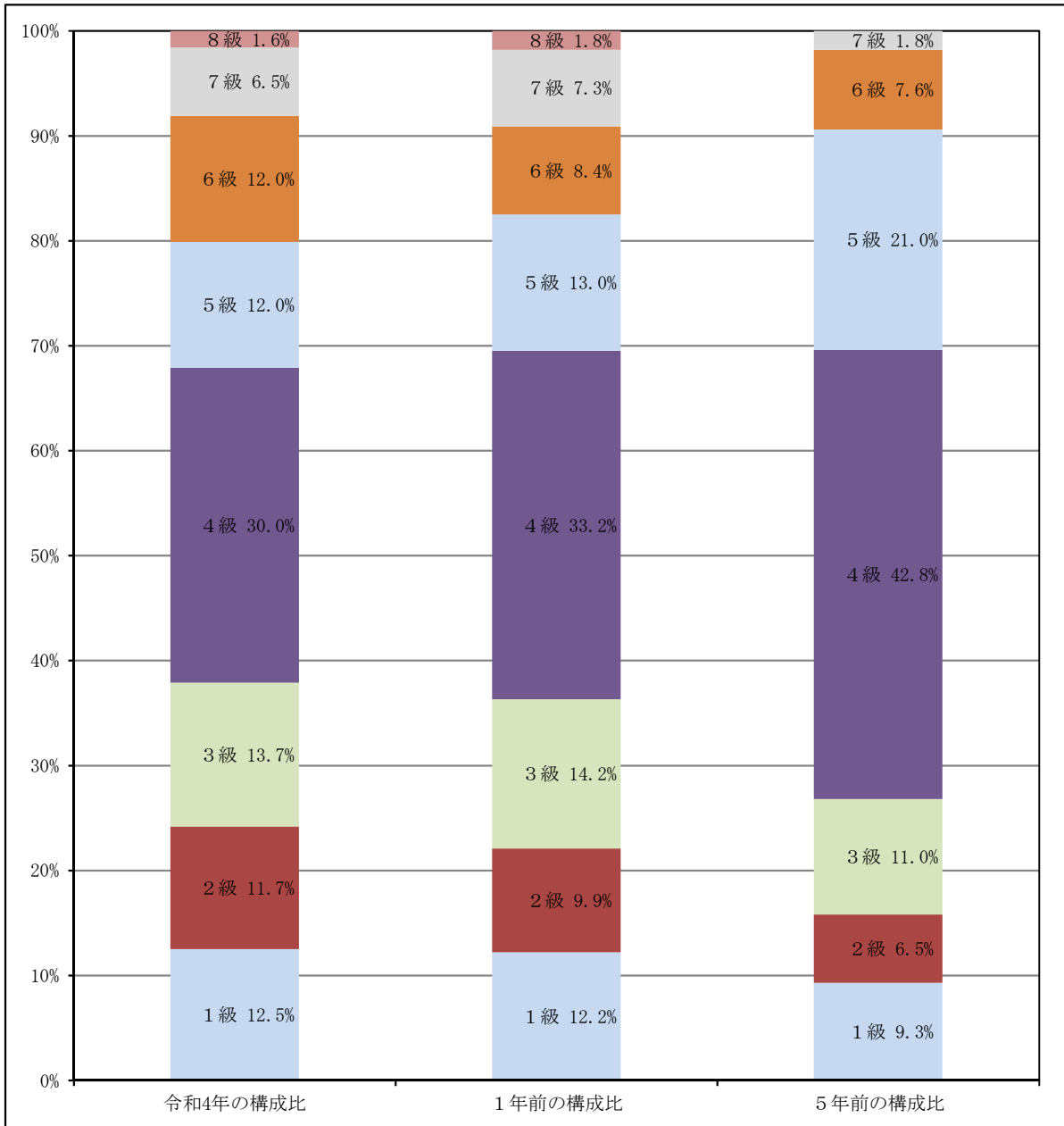
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	251,983 円	353,989 円	378,829 円	406,610 円
	高校卒	217,786 円	307,360 円	352,570 円	381,477 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	354,200 円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円
教育職 (幼稚園)	大学卒	- 円	370,600 円	380,450 円	- 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円
税務職	大学卒	260,000 円	354,200 円	369,300 円	- 円
	高校卒	- 円	310,300 円	- 円	380,800 円
看護・保健職	大学卒	- 円	318,667 円	369,300 円	390,800 円
	高校卒	- 円	325,500 円	- 円	- 円
福祉職	大学卒	260,000 円	- 円	- 円	- 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円
消防職	大学卒	260,000 円	354,200 円	390,900 円	391,000 円
	高校卒	213,267 円	307,600 円	363,600 円	383,300 円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

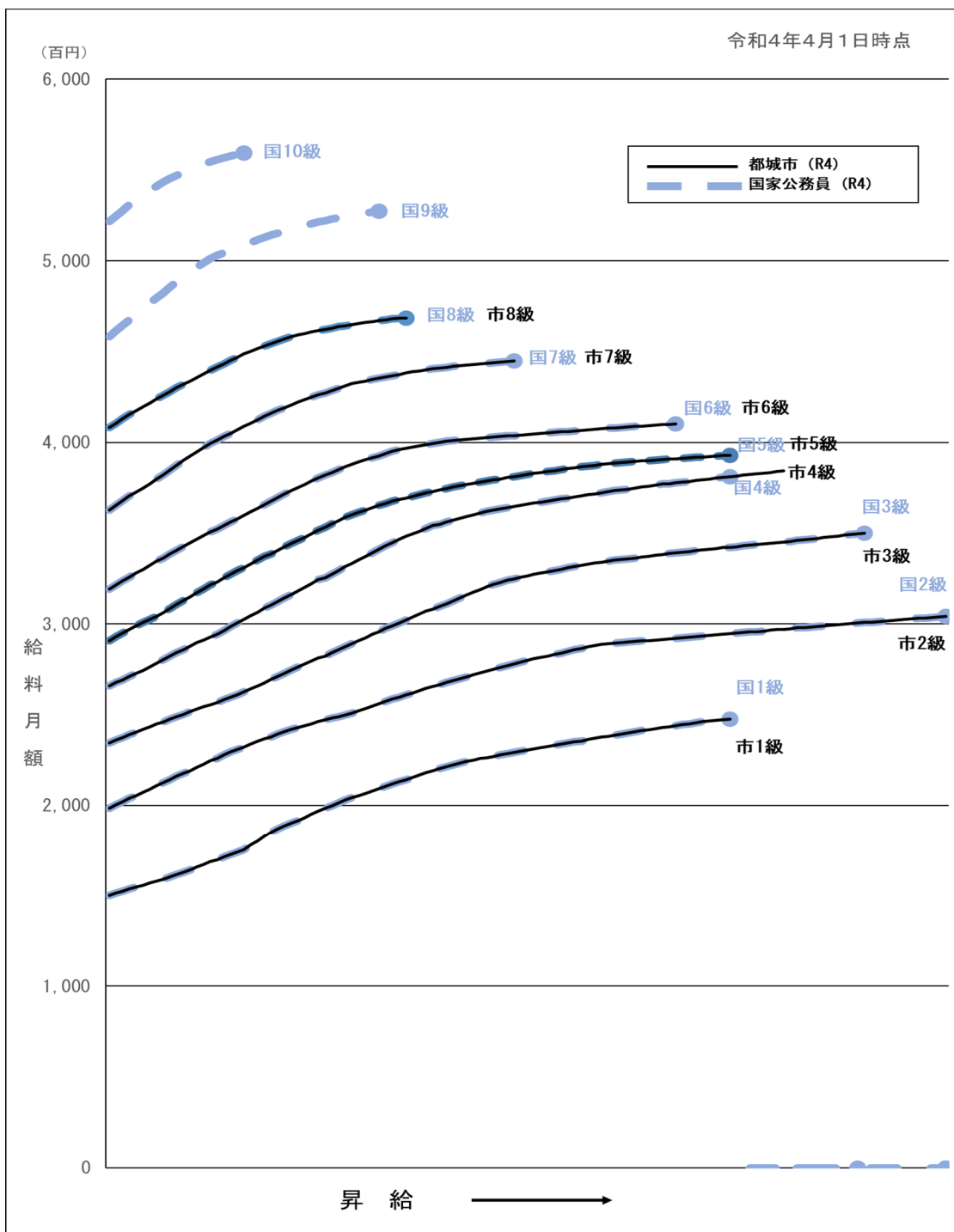
#### (1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和4年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事又は技師の職務	121人	12.5%	150,100円	247,600円
2級	主任主事又は主任技師の職務	113人	11.7%	198,500円	304,200円
3級	主査の職務	131人	13.7%	234,400円	350,000円
4級	副主幹の職務	287人	30.0%	266,000円	384,200円
5級	主幹の職務	118人	12.0%	290,700円	393,000円
6級	副課長の職務	81人	12.0%	319,200円	410,200円
7級	課長の職務	63人	6.5%	362,900円	444,900円
8級	部長の職務	15人	1.6%	408,100円	468,600円

(注) 1 都城市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和4年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和4年4月2日から令和5年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
イ. 人事評価を実施した				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分		○		○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	-		-	
ロ. 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

都城市	宮崎県	国
1人当たり平均支給額（3年度） 1,429千円	1人当たり平均支給額（3年度） 1,598千円	—
(3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分(0.9)月分	(3年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45)月分(0.9)月分	(3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分(0.9)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

##### ○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を実施した				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給実績がある成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分		○		○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	-		-	
ロ. 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

##### (2) 退職手当（令和4年4月1日現在）

都城市				国			
（支給率）		自己都合	勸奨・定年	（支給率）		自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）				その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （2%～45%加算）			
1人当たり平均支給額 5,449千円 22,322千円							

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

##### (3) 地域手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算）		2,608千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）		652,110円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	20.0%	4人	20.0%



## (4) 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算）	10,593 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	60,188 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和3年度）	14.2 %			
手当の種類（手当数）	3			
手当の名称	主な支給対象職	主な支給対象業務	支給実績（令和3年度）	左記職員に対する支給単価
夜間特殊業務手当	消防局の職員	交代制勤務に従事する職員が、午後10時から翌日の午前5時までの間に正規の勤務に従事したとき	6,512千円	1回 650円
出勤手当	消防局の職員	災害及び緊急業務に従事したとき		1回 200円
新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当	全職員	新型コロナウイルス感染症患者の受入宿泊施設等での作業に従事したとき 患者等を受け入れる病院等への移動に従事したとき	4,080千円	1回 3,000円 または 4,000円

## (5) 時間外勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算）	560,579 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	528 千円
支給実績（令和2年度決算）	450,309 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	428 千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和3年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

## (6) その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （令和3年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和3年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給される手当 ①配偶者及び孫・弟妹、60歳以上の父母及び祖父母、重度心身障害者 1人につき6,500円 ※行政職俸給表（一）8級以上職員等の場合、支給額は3,500円 ②満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子 10,000円 ※満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子については、1人につき5,000円加算	同じ	—	174,731 千円	258,096 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
住居手当	自ら居住するための住宅若しくは 単身赴任手当を支給され配偶者等 の居住するための住宅を借り受 け、一定額を超える家賃若しくは 間代を支払っている職員に支給さ れる手当 (職員の居住する借家・借間) ①月額23,000円以下の家賃の場合 家賃-12,000円(ただし支給額 3,000円未満の場合は3,000円支 給) ②月額23,000円を超える家賃の場 合 (家賃-23,000円)×1/2+ 11,000円(ただし支給限度額 27,000円) (配偶者等の居住する借家・借 間) 「職員の居住する借家・借間」に よる算出される額の2分の1の額	同じ	—	93,798 千円	261,275 円
通勤手当	通勤のため、通勤機関等を利用し その運賃等を負担すること、自動 車等を使用することなどを常例と する職員に支給される手当 (普通交通機関等の利用者) 支給単位期間の通勤に要する運賃 等の額に相当する額(ただし、1箇 月当たりの支給限度額は55,000 円) (自動車等の使用者) 片道 2km以上 2,000円~31,600円	同じ	—	70,506 千円	59,700 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に 支給される手当 ①部長級 82,200円 ②課長級 66,400円 ③副課長級 33,200円	異なる	国と支給区 分及び支給 額が違う	115,496 千円	611,090 円
管理職員 特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が臨 時又は緊急の必要その他の公務の 運営の必要により、週休日又は祝 日等若しくは平日深夜(0時~5 時)に勤務した場合に支給される 手当 ①部長相当職 8,500円 ②課長相当職 7,000円 ③副課長相当職 6,000円 ※ただし、6時間を超えた場合はそ れぞれの額に150/100を乗じた額	異なる	国と支給区 分及び支給 額が違う	1,063 千円	12,649 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居 し、やむを得ない事情により配偶 者と別居し、単身で生活すること を常況とする職員等に支給される 手当 (支給額) 23,000円+加算額 (加算額) 片道 100km以上 6,000円~45,000円	同じ	—	1,536 千円	384,000 円

5 特別職の報酬等の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		給料月額等		
給料	市長	940,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副市長 (総括担当)	755,000 円	1,035,000 円 /	940,000 円
	副市長 (事業担当)	675,000 円	851,000 円 /	715,000 円
報酬	議長	500,000 円	610,000 円 /	500,000 円
	副議長	420,000 円	547,000 円 /	420,000 円
	議員	400,000 円	517,000 円 /	400,000 円
期末手当	市長	(令和3年度支給割合)		
	副市長 (総括担当)	3.35	月分	
	副市長 (事業担当)	3.35	月分	
	議長	(令和3年度支給割合)		
	副議長	3.35	月分	
	議員	3.35	月分	
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市長 (総括担当)	給料月額×在職月数×50/100	22,560,000 円	任期毎
	副市長 (事業担当)	給料月額×在職月数×30/100	10,872,000 円	任期毎
	副市長 (事業担当)	給料月額×在職月数×20/100	6,480,000 円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における見込額である。

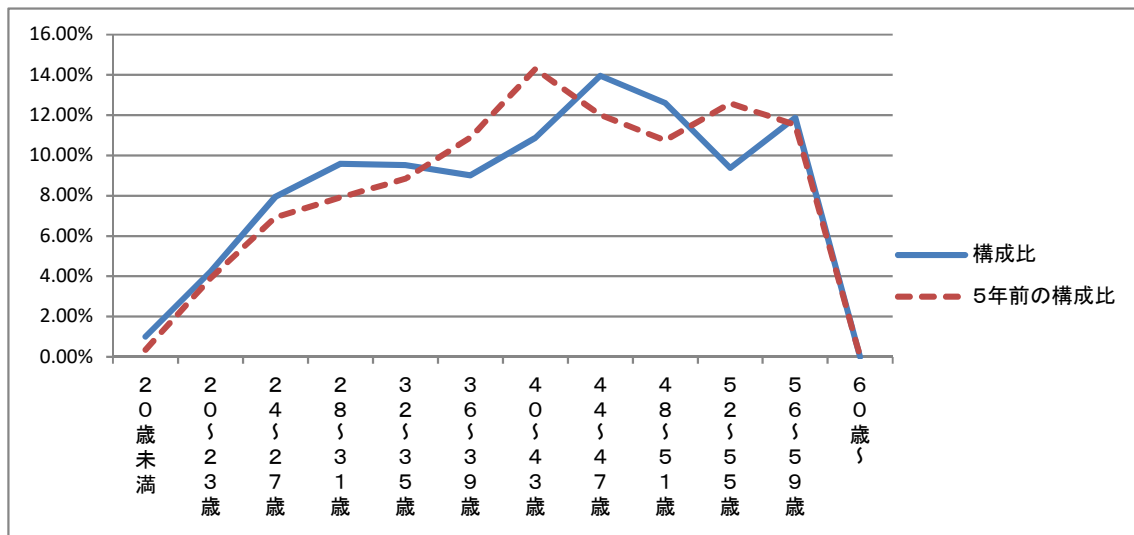
## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		令和3年	令和4年		
一般会計部門	議会	10	10	0	
	総務・企画	302	296	▲ 6	(減)マイクロバス運行业務の委託、総合支所の体制見直し
	税務	76	75	▲ 1	(減)市税徴収業務の体制見直し
	民生	174	175	1	(増)障害福祉業務の体制強化
	衛生	88	91	3	(増)新型コロナウイルス対策業務の体制強化
	農林水産	110	108	▲ 2	(減)六次産業化業務の一部民間委託
	商工	45	57	12	(増)スポーツに関する事務(学校体育を除く)を教育委員会から移管、工業団地整備業務の増
	土木	137	139	2	(増)山之口陸上競技場等の公共施設整備業務の増
	計	942	951	9	<参考> 人口1万人当たり職員数 57.95人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 53.66人)
	教育部門	112	102	▲ 10	(減)スポーツに関する事務(学校体育を除く)を市長部局へ移管
	消防部門	186	184	▲ 2	(減)執行体制見直し
小計	1,240	1,237	▲ 3	<参考> 人口1万人当たり職員数 76.22人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 70.63人)	
会計営門業	水道	55	55	0	
	下水道	23	23	0	
	その他	84	82	▲ 2	(減)介護保険業務の体制見直し
	小計	162	160	▲ 2	
合計	1,402 [1,404]	1,397 [1,401]	▲ 5 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 85.95人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況(令和4年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	14人	59人	111人	134人	133人	126人	152人	195人	176人	131人	166人	0人	1,397人

### (3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	29年	30年	31年	02年	03年	04年	過去5年間
一般行政	942	945	938	938	942	951	9 (0.9%)
教育	121	116	117	114	112	102	▲ 19 (▲15.7%)
消防	183	183	187	187	186	184	1 (0.5%)
普通会計	1,246	1,244	1,242	1,239	1,240	1,237	▲ 9 (▲0.7%)
公営企業等会計	168	166	162	161	162	160	▲ 8 (▲4.8%)
総合計	1,414	1,410	1,404	1,400	1,402	1,397	▲ 17 (▲1.2%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 2年度の総費用に占める職員給与費比率
3年度	千円 1,990,118	千円 202,948	千円 320,769	% 16.1	% 15.7

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費79,341千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)2年度平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
3年度	人 50	千円 184,786	千円 27,263	千円 52,438	千円 264,487	千円 5,290	千円 5,304

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和4年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和4年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
都城市	41.7 歳	316,080 円	493,101 円
他市町村	45.5 歳	335,492 円	501,390 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

水道事業		都城市	
1人当たり平均支給額（3年度） 1,427 千円		1人当たり平均支給額（3年度） 1,429 千円	
(3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45) 月分		(3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45) 月分	
勤勉手当 1.90 月分 (0.9) 月分		勤勉手当 1.90 月分 (0.9) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和4年4月1日現在）

水道事業				都城市										
（支給率）		自己都合		勸奨・定年		（支給率）		自己都合		勸奨・定年				
勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分	勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分	勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分
勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分	勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分	最高限度	47.709	月分	47.709	月分
勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分	その他の加算措置									
最高限度	47.709	月分	47.709	月分	定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）									
その他の加算措置				その他の加算措置										
定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）				定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）										
1人当たり平均支給額 0 千円 19,956 千円				1人当たり平均支給額 5,449 千円 22,322 千円										

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 時間外勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算）	11,663 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	158 千円
支給実績（令和2年度決算）	9,746 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	72 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

エ その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績		支給職員1人当たり平均支給年額
				（令和3年度決算）		（令和3年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給される手当 ①配偶者及び孫・弟妹、60歳以上の父母及び祖父母、重度心身障害者 1人につき6,500円 ※行政職俸給表（一）8級以上職員等の場合、支給額は3,500円 ②満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子 10,000円 ※満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子については、1人につき5,000円加算	同じ	—	7,020	千円	234,000 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
住居手当	<p>自ら居住するための住宅若しくは単身赴任手当を支給され配偶者等の居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃若しくは間代を支払っている職員に支給される手当 (職員の居住する借家・借間)</p> <p>①月額23,000円以下の家賃の場合 家賃-12,000円(ただし支給額3,000円未満の場合は3,000円支給)</p> <p>②月額23,000円を超える家賃の場合 (家賃-23,000円)×1/2+11,000円(ただし支給限度額27,000円)</p> <p>(配偶者等の居住する借家・借間)</p> <p>「職員の居住する借家・借間」による算出される額の2分の1の額</p>	同じ	—	2,732 千円	248,436 円
通勤手当	<p>通勤のため、通勤機関等を利用しその運賃等を負担すること、自動車等を使用することなどを常例とする職員に支給される手当 (普通交通機関等の利用者)</p> <p>支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(ただし、1箇月当たりの支給限度額は55,000円)</p> <p>(自動車等の使用者)</p> <p>片道 2km以上 2,000円~31,600円</p>	同じ	—	2,071 千円	47,077 円
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員に支給される手当</p> <p>①部長級 82,200円</p> <p>②課長級 66,400円</p> <p>③副課長級 33,200円</p>	異なる	国と支給区分及び支給額が違う	3,775 千円	629,200 円
管理職員 特別勤務手当	<p>管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日等若しくは平日深夜(0時~5時)に勤務した場合に支給される手当</p> <p>①部長相当職 8,500円</p> <p>②課長相当職 7,000円</p> <p>③副課長相当職 6,000円</p> <p>※ただし、6時間を超えた場合はそれぞれの額に150/100を乗じた額</p>	異なる	国と支給区分及び支給額が違う	13 千円	3,125 円



(2) 簡易水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 2年度の総費用に占める職員給与費比率
3年度	千円 434,394	千円 -13,907	千円 38,404	% 8.8	% 8.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費22,208千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり	(参考) 2年度平均
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	一人当たり給与費
3年度	人 8	千円 29,965	千円 5,069	千円 9,272	千円 44,306	千円 5,538	千円 5,447

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和4年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和4年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
都城市	39.6 歳	296,450 円	493,186 円
他市町村	45.5 歳	335,492 円	501,390 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業				都城市			
1人当たり平均支給額（3年度） 1,467 千円				1人当たり平均支給額（3年度） 1,429 千円			
(3年度支給割合)				(3年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.55 月分		1.90 月分		2.55 月分		1.90 月分	
(1.45) 月分		(0.9) 月分		(1.45) 月分		(0.9) 月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5 ~ 20 %				・役職加算 5 ~ 20 %			

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和4年4月1日現在）

水道事業				都城市											
（支給率）		自己都合		勸奨・定年		（支給率）		自己都合		勸奨・定年					
勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分	勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分	勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分	
勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分	勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分	最高限度	47.709	月分	47.709	月分	
勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分	その他の加算措置										
最高限度	47.709	月分	47.709	月分	定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）										
その他の加算措置				その他の加算措置											
定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）				定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）											
1人当たり平均支給額 6,138 千円				-				1人当たり平均支給額 5,449 千円				22,322 千円			

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 時間外勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算）	2,379 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	88 千円
支給実績（令和2年度決算）	2,379 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	88 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

エ その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給される手当 ①配偶者及び孫・弟妹、60歳以上の父母及び祖父母、重度心身障害者 1人につき6,500円 ※行政職俸給表（一）8級以上職員等の場合、支給額は3,500円 ②満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子 10,000円 ※満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子については、1人につき5,000円加算	同じ	—	1,092 千円	218,400 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
住居手当	<p>自ら居住するための住宅若しくは単身赴任手当を支給され配偶者等の居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃若しくは間代を支払っている職員に支給される手当 (職員の居住する借家・借間)</p> <p>①月額23,000円以下の家賃の場合 家賃-12,000円(ただし支給額3,000円未満の場合は3,000円支給)</p> <p>②月額23,000円を超える家賃の場合 (家賃-23,000円)×1/2+11,000円(ただし支給限度額27,000円)</p> <p>(配偶者等の居住する借家・借間)</p> <p>「職員の居住する借家・借間」による算出される額の2分の1の額</p>	同じ	—	1,090 千円	218,000 円
通勤手当	<p>通勤のため、通勤機関等を利用しその運賃等を負担すること、自動車等を使用することなどを常例とする職員に支給される手当 (普通交通機関等の利用者)</p> <p>支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(ただし、1箇月当たりの支給限度額は55,000円)</p> <p>(自動車等の使用者)</p> <p>片道 2km以上 2,000円~31,600円</p>	同じ	—	190 千円	38,080 円
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員に支給される手当</p> <p>①部長級 82,200円</p> <p>②課長級 66,400円</p> <p>③副課長級 33,200円</p>	異なる	国と支給区分及び支給額が違う	- 千円	- 円
管理職員 特別勤務手当	<p>管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日等若しくは平日深夜(0時~5時)に勤務した場合に支給される手当</p> <p>①部長相当職 8,500円</p> <p>②課長相当職 7,000円</p> <p>③副課長相当職 6,000円</p> <p>※ただし、6時間を超えた場合はそれぞれの額に150/100を乗じた額</p>	異なる	国と支給区分及び支給額が違う	29 千円	9,500 円

(3) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 2年度の総費用に占める職員給与費比率
3年度	千円 2,733,019	千円 -13,934	千円 79,831	% 2.9	% 2.9

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費62,403千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり	(参考) 2年度平均
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	一人当たり給与費
3年度	人 22	千円 72,123	千円 7,954	千円 22,620	千円 102,697	千円 4,668	千円 4,534

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和4年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和4年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
都城市	36.0 歳	276,335 円	418,937 円
他市町村	43.9 歳	331,629 円	493,022 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業				都城市			
1人当たり平均支給額（3年度） 1,248 千円				1人当たり平均支給額（3年度） 1,429 千円			
(2年度支給割合)				(2年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.55 月分		1.90 月分		2.55 月分		1.90 月分	
(1.45) 月分		(0.9) 月分		(1.45) 月分		(0.9) 月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5 ~ 20 %				・役職加算 5 ~ 20 %			

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和4年4月1日現在）

水道事業				都城市										
（支給率）		自己都合		勸奨・定年		（支給率）		自己都合		勸奨・定年				
勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分	勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分	勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分
勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分	勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分	最高限度	47.709	月分	47.709	月分
勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分	その他の加算措置									
最高限度	47.709	月分	47.709	月分	定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）									
その他の加算措置				その他の加算措置										
定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）				定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）										
1人当たり平均支給額 - 千円				1人当たり平均支給額 5,449 千円				22,322 千円						

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 時間外勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算）	2,096 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	84 千円
支給実績（令和2年度決算）	1,641 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	61 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

エ その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給される手当 ①配偶者及び孫・弟妹、60歳以上の父母及び祖父母、重度心身障害者 1人につき6,500円 ※行政職俸給表（一）8級以上職員等の場合、支給額は3,500円 ②満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子 10,000円 ※満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子については、1人につき5,000円加算	同じ	—	2,881 千円	288,125 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
住居手当	<p>自ら居住するための住宅若しくは単身赴任手当を支給され配偶者等の居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃若しくは間代を支払っている職員に支給される手当 (職員の居住する借家・借間)</p> <p>①月額23,000円以下の家賃の場合 家賃-12,000円(ただし支給額3,000円未満の場合は3,000円支給)</p> <p>②月額23,000円を超える家賃の場合 (家賃-23,000円)×1/2+11,000円(ただし支給限度額27,000円)</p> <p>(配偶者等の居住する借家・借間)</p> <p>「職員の居住する借家・借間」による算出される額の2分の1の額</p>	同じ	—	890 千円	296,800 円
通勤手当	<p>通勤のため、通勤機関等を利用しその運賃等を負担すること、自動車等を使用することなどを常例とする職員に支給される手当 (普通交通機関等の利用者)</p> <p>支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(ただし、1箇月当たりの支給限度額は55,000円)</p> <p>(自動車等の使用者)</p> <p>片道 2km以上 2,000円~31,600円</p>	同じ	—	892 千円	44,580 円
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員に支給される手当</p> <p>①部長級 82,200円</p> <p>②課長級 66,400円</p> <p>③副課長級 33,200円</p>	異なる	国と支給区分及び支給額が違う	1,195 千円	597,600 円
管理職員 特別勤務手当	<p>管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日等若しくは平日深夜(0時~5時)に勤務した場合に支給される手当</p> <p>①部長相当職 8,500円</p> <p>②課長相当職 7,000円</p> <p>③副課長相当職 6,000円</p> <p>※ただし、6時間を超えた場合はそれぞれの額に150/100を乗じた額</p>	異なる	国と支給区分及び支給額が違う	- 千円	- 円

(4) 農業集落排水事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 2年度の総費用に占める職員給与費比率
3年度	千円 530,302	千円 0	千円 24,736	% 4.7	% 4.3

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 2年度平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
3年度	人 4	千円 11,472	千円 1,785	千円 3,078	千円 16,335	千円 4,084	千円 4,142

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、令和4年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和4年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
都城市	38.3 歳	287,375 円	440,088 円
他市町村	- 歳	- 円	- 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業				都城市			
1人当たり平均支給額（3年度） 1,079 千円				1人当たり平均支給額（3年度） 1,429 千円			
(2年度支給割合)				(2年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.55 月分		1.90 月分		2.55 月分		1.90 月分	
(1.45) 月分		(0.9) 月分		(1.45) 月分		(0.9) 月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5 ~ 20 %				・役職加算 5 ~ 20 %			

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和4年4月1日現在）

水道事業				都城市										
（支給率）		自己都合		勸奨・定年		（支給率）		自己都合		勸奨・定年				
勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分	勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分	勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分
勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分	勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分	最高限度	47.709	月分	47.709	月分
勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分	その他の加算措置									
最高限度	47.709	月分	47.709	月分	定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）									
その他の加算措置				その他の加算措置										
定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）				定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）										
1人当たり平均支給額 - 千円				1人当たり平均支給額 5,449 千円				22,322 千円						

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 時間外勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算）	575 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	48 千円
支給実績（令和2年度決算）	185 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	37 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

エ その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給される手当 ①配偶者及び孫・弟妹、60歳以上の父母及び祖父母、重度心身障害者 1人につき6,500円 ※行政職俸給表（一）8級以上職員等の場合、支給額は3,500円 ②満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子 10,000円 ※満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子については、1人につき5,000円加算	同じ	—	816 千円	408,000 円



手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
住居手当	<p>自ら居住するための住宅若しくは単身赴任手当を支給され配偶者等の居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃若しくは間代を支払っている職員に支給される手当 (職員の居住する借家・借間)</p> <p>①月額23,000円以下の家賃の場合 家賃-12,000円(ただし支給額3,000円未満の場合は3,000円支給)</p> <p>②月額23,000円を超える家賃の場合 (家賃-23,000円)×1/2+11,000円(ただし支給限度額27,000円)</p> <p>(配偶者等の居住する借家・借間)</p> <p>「職員の居住する借家・借間」による算出される額の2分の1の額</p>	同じ	—	210 千円	210,000 円
通勤手当	<p>通勤のため、通勤機関等を利用しその運賃等を負担すること、自動車等を使用することなどを常例とする職員に支給される手当 (普通交通機関等の利用者)</p> <p>支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(ただし、1箇月当たりの支給限度額は55,000円)</p> <p>(自動車等の使用者)</p> <p>片道 2km以上 2,000円~31,600円</p>	同じ	—	184 千円	45,900 円
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員に支給される手当</p> <p>①部長級 82,200円</p> <p>②課長級 66,400円</p> <p>③副課長級 33,200円</p>	異なる	国と支給区分及び支給額が違う	- 千円	- 円
管理職員 特別勤務手当	<p>管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日等若しくは平日深夜(0時~5時)に勤務した場合に支給される手当</p> <p>①部長相当職 8,500円</p> <p>②課長相当職 7,000円</p> <p>③副課長相当職 6,000円</p> <p>※ただし、6時間を超えた場合はそれぞれの額に150/100を乗じた額</p>	異なる	国と支給区分及び支給額が違う	- 千円	- 円